

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付に関する Q&A (魚津市へ届出書の提出が必要な場合)

確認期間について

Q1. 確認期間(貸与が可能な期間)はいつまでですか。

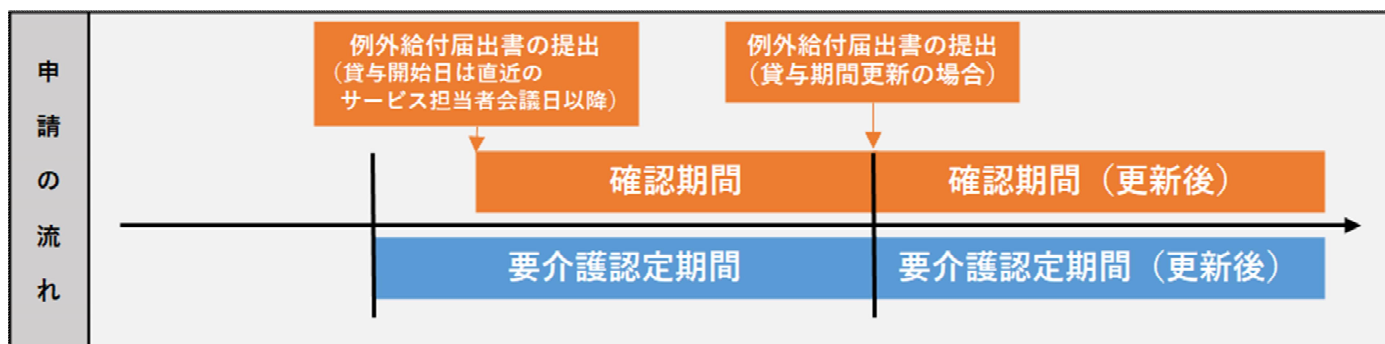
A1. 認定の有効期間終了日が確認期間の終了日になります。

Q2. 初めて福祉用具貸与の例外給付を利用する場合、確認期間はいつからになりますか。

A2. 届出に記入している貸与開始日からになります。ただし、貸与開始日が過去日の場合はこの限りではありません(Q4 を参照してください。)

Q3. 確認期間が終了したが、引き続き同一の福祉用具を利用する場合どのようにすればいいですか。

A3. 再度届出の提出が必要になります。確認期間は認定有効期間の終了日までのため、認定更新の結果が出た後、早めに提出してください。
なおこの場合の確認期間の開始日は要介護認定期間の開始日です。



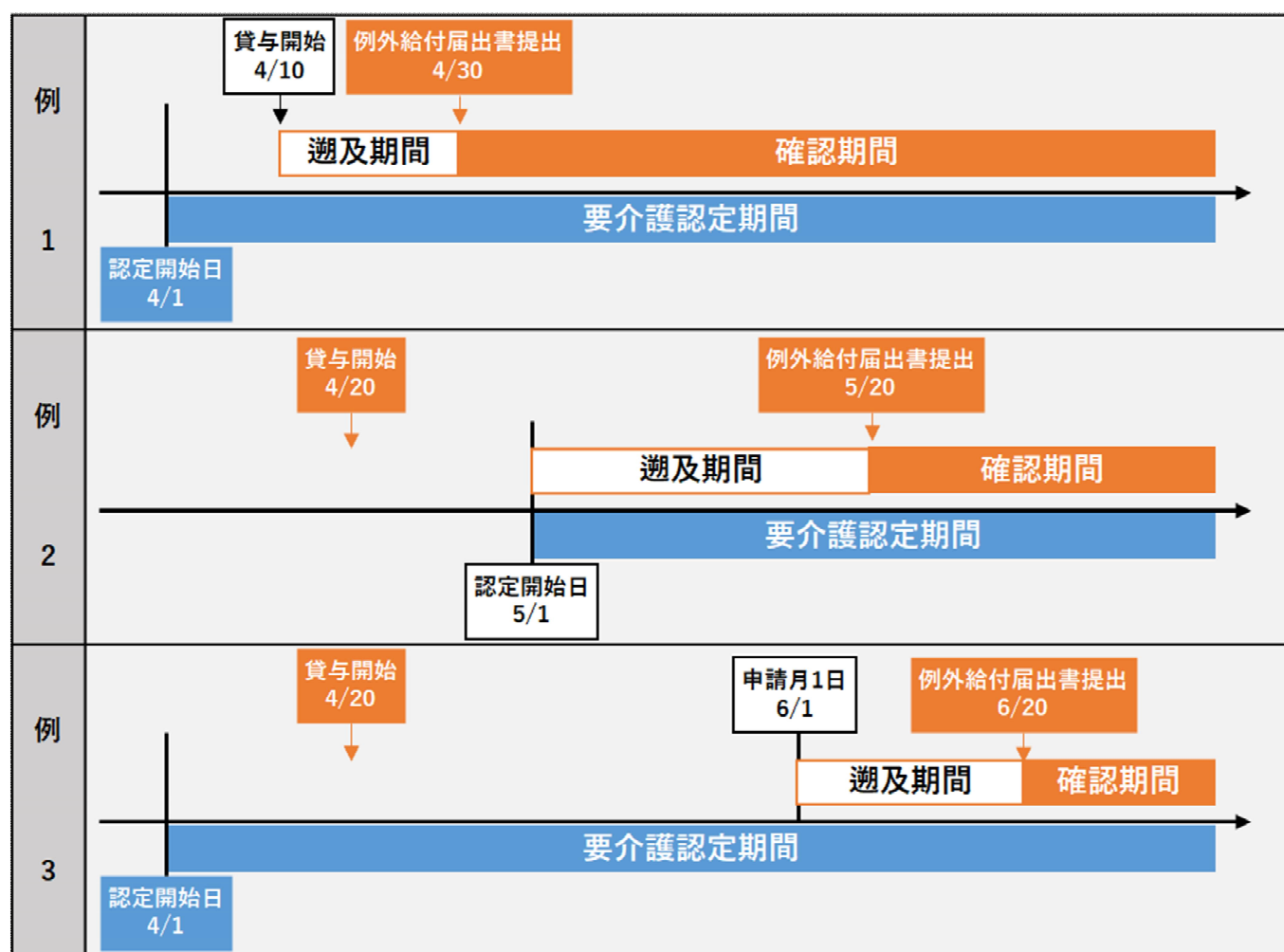
確認期間の遡及について

Q4. 福祉用具の貸与開始日が届出の提出日以前である場合、確認期間は遡及しますか。

A4. 下記の①～③の日付を比較し、最も提出日に近い日付まで確認期間は遡及します。

- ① 貸与開始日 (例 1)
- ② 認定有効期間の開始日 (例 2)
- ③ 提出月の 1 日 (例 3)

なお届出の提出が貸与開始日から遅れることが見込まれる場合、事前にご相談ください。



届出時期

Q5. 要介護認定の新規申請中ですが、いつ届出を提出すればいいですか。

A5. 原則、認定の結果が出てから提出してください。(医師への意見の聴取・貸与の必要性の検討等、例外給付の対象になるかの判断は、必ず貸与開始前に行ってください。)

Q6. 要介護認定の区分変更申請中ですが、いつ届出を提出すればいいですか。

A6. Q5 と同様、認定結果が出てから提出してください。例外給付の対象になるかの判断についても同様に行ってください。

Q7. Q5.～Q6.の取り扱いは末期がん等の速やかに福祉用具の利用が必要な方の例外給付においても同様ですか。

A7. 主治医の所見に基づく適切なケアマネジメントの結果、例外給付が可能な状態像であると判断された場合には、結果が出る前の時点で届出を提出していただいて差し支えありません。

ただし、遡及できる期間は Q4 の通りですので注意してください。また非該当認定の場合等、保険給付の対象外(自費)になる可能性があることを、利用者・家族に十分に説明してください。

なお、このような届出が見込まれる場合は事前に介護保険係へご相談ください。

更新について

Q8. すでに例外給付を受けているが、区分変更申請をして要介護度が変更になった。変更後も引き続き例外給付の対象となる場合、再度届出をする必要がありますか。

A8. このような場合でも、変更前の確認通知の確認期間は有効なものとして取扱います。変更前の確認通知の確認期間が終了した後も引き続き貸与する場合はあらためて届出を提出してください。

Q9. 他の事業所から引き継いだ利用者があり、すでに変更前の事業所が例外給付の届出を提出しており、魚津市から確認通知を受け取っている。変更後の事業所は改めて手続きが必要ですか。

A9. 事業所が変更になった場合でも、変更前の確認通知の確認期間は有効なものとして取り扱います。変更後の事業所は変更前の事業所から確認通知の写しを受け取ってください。確認期間終了後も引き続き貸与する場合は改めて届出を提出してください。